

年次	国の事項	県内の事項
昭 21	<ul style="list-style-type: none"> ○1月30日 文部省体育局長通達 「学校衛生刷新に関する件」で学校農園等による給食施設の普及を奨励。 ○12月11日 文部、厚生、農林、三省次官通達「学校給食の普及奨励について」が発せられ、戦後の新しい学校給食開始の方針が定められる。 ○12月24日 東京、神奈川、千葉、三都県で試験給食を開始。以来この日を「学校給食記念の日」と定める。27年からは1月の24日をはじめとする1週間が「学校給食週間」と定められる。 	
22	<ul style="list-style-type: none"> ○1月 全国都市の児童約300万人に対し学校給食を開始。 ○4月 財団法人日本学校衛生会学校給食事業部発足、学校給食用物資を文部省に代わり取り扱う。 ○六・三制新学制発足 	<ul style="list-style-type: none"> ○連合軍の援助により政府を通じ食糧配給を受け戦時中より食糧に比較的恵まれなかった地域がまずその恩恵を受けた。 市部 学校数41校 児童数43,665人 都部 // 46校 // 36,000人 計 // 87校 // 79,665人
23	<ul style="list-style-type: none"> ○12月 文部省体育局長通達「学校給食物資の取扱いについて」により各都道府県教育委員会における物資受入体制を指示。これが現在の都道府県学校給食会の起源につながる。 ○教育委員会法制定。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校給食の向上のためモデル校4校を指定して施設費の補助及び指導の強化をはかる。 長野市山王小、上田市城下小 東筑摩本城小、上伊那小野小
24	<ul style="list-style-type: none"> ○7月 保健体育審議会令制定、学校給食分科審議会設置。 ○10月 ユニセフからミルクの寄贈を受けてユニセフ給食開始。 	<ul style="list-style-type: none"> ○12月 全国ユニセフ給食指定校として上田市城下小学校が全国55校の1つとして指定を受け完全給食実施（1カ年で終了）。 ○物資受入体制として長野県学校給食校団が設立。 ○学校給食の諸問題を審議する目的で長野県学校給食委員会を設置。
25	<ul style="list-style-type: none"> ○5月 文部省の組織令が改正され、新たに学校給食課が設けられる。 ○8大都市の小学校児童に対し、米国寄贈の小麦粉により初めて完全給食を開始。 ○第一回全国学校給食研究協議大会が東京都において開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ○長野県学校給食校団の名称を長野県学校給食会と改める。
26	<ul style="list-style-type: none"> ○2月から完全給食が全国市制地にも拡大実施され、27年4月に至り全国すべての小学校を対象に実施。 ○学校給食物資の財源であったガリオア資金が打切られ、国庫補助による学校給食の継続を要望する運動が全国的に展開。 ○12月6日 法律第301号公布され学校給食は昭和26年度末まで継続が決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○2月 本県6市において完全給食実施。 対象校42校 児童教員47,191名 ミルク給食実施校157校 ○6月 学校給食モデル校6校を追加指定。 南佐久中込小、小県小、長野市古牧小、松本市田町小、飯田市追手町小、飯田市大久保小
昭 26	<ul style="list-style-type: none"> ○1月に開催された全国学校給食主管課長会議で財団法人日本学校給食会の設立が決定され、4月から日本学校衛生会学校給食事業部の業務がすべて移管。8月に財団法人の認可を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○長野県学校給食推進協議会が9月に発足し、ガリオア資金打切りによる学校給食廃止に対し継続運動を強力に行う。 ○8月 長野県教育委員会事務局の機構改革により保健厚生課が設けられ学校給食の主管課となる。
27	<ul style="list-style-type: none"> ○小麦粉に対する半額国庫補助が行われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○長野県学校給食実施規則（教委規則2号昭27年1月17日）長野県学校給食実施要領を定め12月6日から適用。この規則、要領は学校給食実施上の必要事項を定めたもの。 ○長野県公立小学校学校給食実施要領（7月14日付告示第20号）を制定。

年次	国の事項	県内の事項
28	○6月1日から学校給食用小麦粉に対してビタミンB1、B2の強化を実施。	○4月2日 長野県学校保健審議会条例公布。 ○東日本を襲った風水害、冷害による凶作を機に本県の学校給食は飛躍的に上昇し完全給食実施率は49.2%に及んだ。
29	○6月3日 第19国会において「学校給食法」が成立公布。 ○7月3日 政令第217号をもって「学校給食法施行令」が施行。 ○9月28日 省令第24号をもって「学校給食法施行規則」が制定され同日付文部省告示第90号をもって「学校給食実施基準」が定められ、学校給食の実施体制が法的に整い、学校給食は恒久性と安定性が得られる。	○1月 「冷害対策給食施設補助金交付規則」を制定し県単独事業として学校給食調理施設の充実をはかる。対象学校数187校 ○2月から12月末まで冷害の甚だしい地域の小中学校児童生徒189校84,900人に対しユニセフ給食を実施。 ○学校給食実施校313校(453校中)で実施率69%に及ぶ。
30	○8月8日 法律第148号をもって「日本学校給食会法」が成立し10月1日より同会発足。 ○3月30日 「学校給食法」一部改正同法が中学校にも適用され、準要保護児童に対する給食費補助について規定。	○学校給食実施校352校(453校中)で実施率77.7%になる。 ○「学校給食施行細則」制定。
31	○6月20日 「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」が公布施行。 ○学校給食用小麦粉取扱実施要領を制定。 ○学校給食用小麦粉およびパンの品質調査要綱が示され小麦粉、パンの品質審査はこの要綱により実施。 ○小麦粉に対する半額国庫補助が100g当り1円補助。	○準要保護児童に対する給食費補助金交付制度が設けられ本県においては278校、1,073名に対し1,502千円が配分。 ○茅野市北山小学校、上田市北小学校、真田町長小学校が全国学校給食優良学校として文部大臣表彰を受賞。
32	○5月20日 「盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律」が公布施行。 ○学校給食用牛乳供給事業実施要綱が定められ学校給食用牛乳取扱要領により学校に牛乳が供給。 ○学校給食に従事する職員の身分について自治庁次長から通知。	○上田松尾高校において夜間給食を開始。 ○県内学校にも牛乳が供給される。
33	○5月 「学校給食施設及び設備費国庫補助金の取扱について」が定められ、33年以降の補助金の取扱について定められる。(41年度全部改正) ○10月1日 文部省告示をもって新学習指導要領が定められ、学校給食ははじめて学校行事等の領域に位置づけられる。	○例年1月24日から30日まで全国一斉に行っている「学校給食週間」を本県の実情が寒中休み等のため実施できない向もあるため今年より9月の第2週に実施。(第12回より) ○第9回全国学校給食研究協議大会が長野市において開催。 ○財団法人長野県学校給食会が設立。 ○学校給食用牛乳殺菌設備補助要綱を制定(県単)
34	○11月 山形県鶴岡市で学校給食70周年記念行事が行われる。 ○計量法改正(尺貫法がメートル法となる)にともない学校給食実施基準を一部改正。	
36	○へき地学校におけるミルク給食施設設備費及び夜間定時制高等学校夜食費に対する補助制度を制定。 ○8月31日 学校給食制度調査会が「学校給食制度の改善について」文部大臣に答申。 ○12月 学校給食15周年記念式典大会が開催。 ○学校給食に従事する職員の定数確保及び身分の	○赤尾隆憲氏が学校給食功労者として(学校給食15周年記念)文部大臣表彰を受賞。

年次	国の事項	県内の事項
37	<p>安定について、文部省体育局長通知が出され公費負担による調理従事員の確保について指導がされる。また、学校給食調理従事員の基準が示される。</p> <p>○学校給食用牛乳に補助金が公布。（3円70銭）</p> <p>○4月1日 学校給食所要栄養量の基準が改訂。</p> <p>○4月 夜間定時制高等学校夜食費補助金交付要綱を制定。</p> <p>○学校給食用パンに脱脂粉乳の混入使用を認める。</p> <p>○給食用小麦粉にビタミンAの強化。</p>	<p>○長野県学校給食用パン加工委託工場施設設備基準を制定。</p> <p>○東日本学校給食研究協議大会が長野市において開催。</p>
38	<p>○脱脂粉乳に対する国庫補助が実現し、ミルク給食の全面実施が推進される。</p> <p>○学校給食用小麦粉の取扱い改正により38年以降は学校給食用小麦粉取扱い要領により実施。</p>	<p>○小麦粉取扱要領改正により、小麦粉需用申請先は県学校給食会理事長あてに改正。</p>
39	<p>○国庫補助によって共同調理場が各地に設立され、また学校栄養職員設置費に対する補助制度を制定。</p> <p>○学校給食法施行規則の一部改正により学校給食法上の学校給食は、完全給食・補食給食・ミルク給食の三つに区分されること及びその定義を明示。</p> <p>○8月 「学校給食用牛乳供給事業の実施について」文部、農林両次官から通達。</p> <p>○学校給食用牛乳補助金 4円50銭に増額</p>	<p>○共同調理場施設設備費補助金交付要綱が定められ本県で豊野町、戸倉上山田、池田松川の3施設が補助を受ける。</p> <p>○学校給食用牛乳供給事業補助金交付要綱が定められ、補助金 国4円50銭、県50銭が交付。</p> <p>○学校栄養職員設置費補助金交付要綱が定められ本県では12名が補助対象とされる。当分は共同調理場勤務学校栄養職員が対象。</p> <p>○長野県学校給食用小麦粉およびパン品質調査要綱を制定。</p>
40	<p>○特別措置によってへき地学校給食の推進が図られる。</p> <p>○学校給食用小麦粉の標準成分表改訂（栄養価の計算、小麦粉検収規格、小麦粉強化実施等）。</p> <p>○生乳殺菌設備補助金交付要綱を制定。</p> <p>○学校給食用牛乳補助金 5円に増額。</p>	<p>○普及率 小学校99.2%（児童数） 中学校81.6%（生徒数）</p> <p>○学校給食用牛乳補助金（県費分）40銭。</p>
41	<p>○学校給食の食事内容の一部改正により新たにスパゲッティ、乾パン、めん類が加えられる。</p> <p>○学校栄養職員設置費補助金交付要綱が改定され小・中学校栄養職員も補助対象となる。</p> <p>○学校給食施設整備費補助金及び学校給食設備整備費補助金交付要綱が定められ従前の関係要綱はすべて廃止。</p> <p>○高度へき地学校児童生徒パン・ミルク給食費補助金交付要綱を定め3級、4級、5級のへき地校に対し全額国庫補助を実施。</p> <p>○要保護及準要保護児童生徒援助費補助金（学校給食費）交付要綱が定められ従前の取扱通知はすべて廃止。</p>	<p>○小・中学校勤務の学校栄養職員5名が初めて補助対象とされた。</p> <p>○高度へき地学校に対するパン・ミルク補助制度の対象として臼田町ほか5町村の該当校、小学校9校、中学校2校計11校、児童生徒271名に対し補助金580,573円が交付。</p> <p>○普及率 小学校99.5%（児童数） 中学校91.6%（生徒数）</p> <p>○学校給食用ソフトスパゲッティ式めん委託加工工場施設設備基準を制定。</p> <p>○学校給食用牛乳補助金（県費分）35銭。</p>
42	<p>○学校給食用物資の低温流通化促進費補助がはじめて計上され、栃木県で43年からコールドチェーンによる物資が供給。</p>	<p>○普及率 小学校99.9%（児童数） 中学校97.5%（生徒数）</p>
43	<p>○4月から学校給食用小麦粉の漂白廃止。</p> <p>○7月11日 「小学校学習指導要領」の改正について告示。学校給食は「特別活動」の中の「学級指導」においてとりあげられることになる。</p>	

年次	国の事項	県内の事項
44	<ul style="list-style-type: none"> ○4月14日 「中学校学習指導要領」の改正について告示。学校給食は「特別活動」の中の「学級指導」においてとりあげられることになる。 ○学校給食共同調理場に栄養指導センター併設のため補助金が計上。 	<ul style="list-style-type: none"> ○長野県学校給食用牛乳供給事業実施要綱を制定。
45	<ul style="list-style-type: none"> ○2月28日 保健体育審議会から学校給食の改善充実方策について文部大臣に答申。 ○米利用実験指定校、米粉混入パン実験実施校、米加工利用校により学校給食による米飯給食の実験を開始。 ○学校給食指導の手びき（小学校編）を発行。 ○学校給食用牛乳補助金が供給単位量200ccの切替に伴ない補助金が5円80銭に引き上げ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○米利用の実験校として南安曇郡堀金小学校が指定を受け2カ年継続実験を開始。 ○学校給食用牛乳が180ccより200ccとなり県費補助金 41銭。 供給価格 15円30銭（うち補助6円21銭） 保護費負担 9円09銭。
46	<ul style="list-style-type: none"> ○従来食糧管理特別会計へ繰入れとして予算計上されていた小麦粉購入費補助金が文部省の一般会計に移管され学校給食用小麦粉の取り扱いを日本学校給食会が行うことになる。 小麦粉補助金 100g 当り 80銭。 ○学校給食実施基準、夜間高校給食実施基準が一部改正され所要栄養量の基準改訂。これに伴い「学校給食の食事内容について」の体育局長通知により標準食品構成表が示された。 ○学校給食指導の手引（中学校編）が発行。 ○学校給食用物資の需給体制、品質管理体制等の改善強化を図るため学校給食総合センター設備費を含む学校給食用物資の流通合理化に必要な経費が予算計上。 ○2月 学校給食の運営に関する行政監察結果に基づく勧告がなされる。（行政管理庁） 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校保健・給食・安全事務手引書発行 ○学校給食用牛乳取り扱いについては二学期より契約書のとりまとめ、代金回収車務、需要見込量調査等の提出が学校給食会に委託。（49.6月解除）
47	<ul style="list-style-type: none"> ○沖縄本土復帰に伴い学校給食関係予算に沖縄県分が計上。 ○学校給食用小麦粉補助金 100g に対し 60銭。 	<ul style="list-style-type: none"> ○県教委事務局保健厚生課の組織が改革され新たに学校給食係が設けられ学校給食の主管係となる。 ○8月 東日本学校給食栄養管理講習会が山ノ内町で開催。
48	<ul style="list-style-type: none"> ○学校給食用小麦粉に対する補助制度を廃止し新たに学校給食用小麦粉供給事業費補助となる。 （1袋当たり流通経費 125円） 21,500t 860万袋 ○学校給食の改善充実のための研究指定校が指定。 	
49	<ul style="list-style-type: none"> ○第72通常国会において学校栄養職員の適正配置の確保を図るための関係法律の改正。（学校栄養職員が県費負担教職員制度に位置づけられる。） 	<ul style="list-style-type: none"> ○法律改正により12月1日付をもって学校栄養職員の県費負担切替が行われ113名が県費負担職員となる。 ○へき地2級地の児童生徒に対するパン・ミルク給食費補助（国の高度へき地児童生徒パン・ミルク給食費補助の1/2）を県単で実施（対象市町村7町村10校234名） ○学校給食用牛乳補助金が20銭引上げられ61銭。 （国5円80銭、県費61銭 計6円41銭） ○完全給食普及率 小学校 99.96% （児童数） 中学校 98.18% （生徒数）

年次	国の事項	県内の事項
50	<p>○2月 保健体育審議会学校給食分科会において学校給食用小麦粉にレーリジンを強化することを内容とする「学校給食用小麦粉品質規格規程」改正についての検討を行いこれを了承。</p> <p>○4月18日 文部省は日本学校給食会の申請に基づき「学校給食用小麦粉品質規格規程」の一郎改正を承認、東京都を除く全道府県にレーリジンを強化した小麦粉の供給を開始。</p> <p>○9月11日 学校給食用小麦粉品質規格規程の一部改正を承認、当分の間レーリジン強化の小麦粉を使用することが困難である旨申し出があった都道府県給食会への供給する小麦粉については強化レーリジンを規格から除くこととされる。</p> <p>○12月 学校給食分科審議会は、米飯の導入について教育上有意義であるとの結論をまとめる。</p>	<p>○学校給食の手引（運営管理・指導編）発行。</p> <p>○長野県学校給食優良学校表彰要項を制定。</p> <p>○学校給食用小麦粉へのレーリジン強化を一時中止することに決定（10月教育委員会定例会）</p> <p>○長野県学校給食用小麦粉製品の優良委託加工工場表彰要項を制定。</p> <p>○下記13工場が学校給食用小麦粉製品の優良委託加工工場として表彰。</p> <p>田村屋食品(株) 協業組合ミンキーパン (有)えびす屋食品 中島製パンベルボン(株) 辰野屋製パン工場 篠ノ井製菓(有) 長谷村パン工場 天竜糧食工業(株) 小宮山製パン 亀屋製菓(株) 高松製パン 信濃食産工業(株) 小林製菓舗</p>
51	<p>○2月10日 文部省令第5号をもって「学校給食法施行規則等の一部を改正する省令」が公布され米飯が学校給食制度上に明確に位置づけられる。</p> <p>○12月7日 学校給食30周年記念行事が東京都国立教育会館で開催。</p>	<p>○「学校給食事務の手引」発行。</p> <p>○長野県学校給食米飯実施要項を制定。</p> <p>○小林猛 和田嘉夫 花里吉美 吉田久子 金木歌子 土屋伏子 池上隆祐の7氏が学校給食功学者として（学校給食30周年記念）文部大臣表彰を受賞。</p>
52	<p>○7月23日 「小学校学習指導要領」並びに「中学校学習指導要領」の全部改正について告示。</p>	<p>○学校給食優良校表彰。</p> <p>○米飯給食普及率</p> <p>小学校（児童数） 26.0% 中学校（生徒数） 22.6%</p>
53	<p>○6月 「女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律」の一部が改正され、学校栄養職員が適用対象に含まれる。</p> <p>○8月 高等学校学習指導要領の改正</p>	<p>○米飯給食普及率</p> <p>小学校（児童数） 52.9% 中学校（生徒数） 44.7%</p>
54	<p>○昭和53年度まで35%であった学校給食用米穀の値引率を60%とし、特に新たに週1回以上の米飯給食を実施する学校に対しては70%とされる。</p> <p>○12月 日本学校給食会と日本学校安全会の統合が閣議決定。</p>	<p>○8月 坂本収弘、堀内房子、細田照代の3氏が学校栄養職員功労者として（第20回全国学校栄養職員研究記念大会）文部大臣表彰を受賞。</p> <p>○米飯給食普及率</p> <p>小学校（児童数） 74.5% 中学校（生徒数） 71.3%</p> <p>○第30回全国学校給食研究協議大会並びに昭和54年度東日本学校給食研究協議会が11月1日、2日松本市にて開催。参加者1,495名。席上、堀金村堀金小が文部大臣の特別表彰を受賞。</p> <p>○石けん使用の促進について（通知）（昭和55年1月7日付け54県第340号）水を浄化しようとする立場から石けん又は無りんの合成洗剤とする。</p>

年次	国の事項	県内の事項
55	○5月 学校栄養職員の定数改善に関する12年計画開始。	○米飯給食普及率 小学校（児童数） 86.0% 中学校（生徒数） 85.6% ○学校給食用パン製造に使用されているイーストフード（臭素酸カリウム入り）の取扱いについて（通知）（昭和56年3月10日付け55教保第419号）学校給食用パンの製造にあたっては臭素酸カリウムを含むイーストフードは使用しないこととした。
56	○日本学校健康会法案は5月13日衆議院文教委員会、15日、本会議において可決され、参議院においては継続審議。	○8月 長野県学校給食用牛乳供給事業推進協議会設立。 ○学校給食の手引（運営管理編、指導編）改訂版発行 ○米飯給食普及率 小学校（児童数） 93.3% 中学校（生徒数） 93.6%
57	○1月 学校給食に全国統一献立「カレーライスの日」が実施。 ○2月 学校給食用牛乳供給事業実施要綱が改正され、57年度から競争原理が導入。 ○7月 日本学校健康会法が施行され日本学校安全会と日本学校給食会が統合し、日本学校健康会となる。 ○10月 「四訂日本食品標準成分表」を公表。	○学校給食事務の手引改訂版を発行。 ○米飯給食普及率 小学校 94.1%（児童数） 中学校 94.7%（生徒数） 週平均 1.73回
58	○3月 臨時行政調査会が行政改革に関する最終答申を出し、学校給食についても見直しが求められる。	○学校給食栄養価早見表改訂版を発行。 ○米飯給食普及率 小学校 95.9%（児童数） 中学校 96.8%（生徒数） 週平均 1.98回
59	○3月 学校給食指導の手びき改訂。 ○4月 学校給食用米穀の値引き率が一般主食用政府売渡価格の60%となる。 ○4月 学校給食用牛乳の畜産振興事業団からの補助単価が供給日数に応じて3段階となる。 ○9月 学校給食法制定30周年記念大会が東京都九段会館で開催される。席上学校給食優良学校等・学校給食功労者の顕彰。	○小林 縫、小口延子、望月照子、望月孝代、百瀬喜し、上田洋子、茅野市教育委員会教育長小島与四男の7氏が学校給食功労者として文部大臣表彰を受賞。 ○2月 学校給食調理従事員指曲がり症状実態調査実施。

年次	国の事項	県内の事項
60	<p>○1月 「学校給食業務の運営の合理化について（通知）」(文体給第57号 昭和60年1月21日付け、体育局最から都道府県教育委員会教育長あて)が出される。</p> <p>○4月 学校給食用米穀の値引率が、60%又は55%となる。</p> <p>1 60%値引き (1) 新たに平均週1回以上の米飯給食を実施する学校 (2) 平均週2.5回以上の米飯給食を実施する学校</p> <p>2 55%値引き 上記(1)、(2)以外の学校</p> <p>○7月 「学校給食における食中毒防止強化月間」の実施(7/1~7/31)</p> <p>○12月 日本体育・学校健康センター法(昭和60年法律第92号)が公布。(12/6) 日本学校健康会(昭和57年7月26日設立)と国立競技場(昭和33年4月1日設立)とが統合。</p>	<p>○米飯給食普及率 小学校 95.95% (児童数) 中学校 96.8% (生徒数) 週平均 2.03回</p> <p>○4月 学校給食における学校・家庭の連携推進地域事業に係る推進地域として茅野市・原村地域が指定。(60年度~61年度) 学校給食改善研究指定校として、上田市第二学校給食センターが指定。(60年度~61年度)</p> <p>○8月 長野県学校給食研究大会を長野市において開催。</p>
61	<p>○1月 臨時教育審議会が審議経過の概要(その3)をまとめ、学校給食については、家庭と学校が連携協力することの重要性を踏まえ、地域の事情等に応じて給食とその教育的意義のあり方について検討することを提言。</p> <p>○2月 学校給食実施基準(昭和29年文部省告示第90号)の一部改正について告示(昭和61年2月19日文部省告示第16号)、夜間学校給食実施基準(昭和32年文部省告示第28号)の一部改正について告示(昭和61年2月19日文部省告示第17号) 改正の内容は、所要栄養量の基準の改定。</p> <p>○3月 特殊法人日本体育・学校健康センターが設立。日本学校健康会が解散。</p> <p>○3月 「学校給食の食事内容について」(昭和61年3月3日付け文体給第76号文部省体育局長)を通知。 「学校栄養職員の職務内容について」(昭和61年3月13日付け文体給第88号文部省体育局長)を通知。</p> <p>○4月 臨時教育審議会が「教育改革に関する二次答申(61.4.23)」(学校給食を通じて家庭の教育力の活性化を図る等の内容)</p> <p>○6月 臨時行政改革推進審議会が最終答申(61.6.10)。臨時行政調査会の答申の方向に添い更に学校給食の合理化等を推進すべきことについて指摘。</p>	<p>○9月~12月 児童生徒の食事状況調査実施</p>
62	<p>○4月 学校給食米飯導入促進事業において米飯成型機(おにぎり機械)への助成が開始。</p>	<p>○4月 学校給食における学校・家庭・地域の連携推進事業の推進地域として塩尻市が委嘱。(62年度~63年度)</p>

年次	国の事項	県内の事項
63	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒数の減少により生ずる余剰教室等をランチルームに改修する事業への補助金が予算化。 ○7月 文部省の機構改革により学校給食課と学校保健課が統合され、学校健康教育課が発足。「健康教育の推進と学校健康教育課の設置について」(昭和63年7月1日付け文休学第118号文部省体育局長)を通知。 ○9月 日本体育・学校健康センターに望ましい食事環境づくり研究委員会、発足。 	
平元	<ul style="list-style-type: none"> ○3月 小学校学習指導要領及び中学校指導要領改定。学校給食は「特別活動」の「学級活動」に位置付けされる。 ○11月 「学校給食100周年記念大会」が千葉県で開催。 ○日本体育・学校健康センターの補助として学校給食流通近代化事業に要する経費が計上。 ○学校給食用自主流通米助成金導入（助成率は政府米値引相当額の75%） 	<ul style="list-style-type: none"> ○4月 学校給食における学校・家庭・地域の連携推進事業の推進地域として小諸市が委嘱。（元年度～2年度） 学校給食改善研究指定校として、茅野市永明小学校が指定。（元年度～2年度） ○6月 パン抜き取り調査、パン品質批判会を廃止して、パン品質審査を実施。
2	<ul style="list-style-type: none"> ○3月 望ましい食事環境づくり研究委員会の報告書「望ましい食事環境を目指して」を提出。 	<ul style="list-style-type: none"> ○8月 第31回全国学校栄養職員研究大会が8月2日、3日長野市において開催。 参加者1,519名
3	<ul style="list-style-type: none"> ○4月 新規採用学校栄養職員研修を実施 ○4月 平成元年12月臨時行政改革推進審議会の「国と地方の関係等に関する答申」に基づき、「高度へき地学校児童生徒パン・ミルク給食費補助」を日本体育・学校健康センター「学校給食流通近代化事業」の一部として整理合理化。 	<ul style="list-style-type: none"> ○4月 学校給食における学校・家庭・地域の連携推進事業の推進地域として松本市が委嘱。（3年度～4年度） 学校給食改善研究指定校として、松本市芳川小学校が指定。（3年度～4年度） ○9月 平成3年度学校給食用食品検査技術講習会（中日本地区）が長野市において開催。
4	<ul style="list-style-type: none"> ○4月 中堅学校栄養職員研修を実施。 ○米飯学校給食推進特別対策事業の開始。 ○7月 「学校給食指導の手引」改訂。 ○9月 総務庁から「学校給食業務の運営の合理化」及び「学校給食用物資安定供給基金の有効利用」について勧告。 	<ul style="list-style-type: none"> ○3月 「学校給食事務の手引」を改訂。 ○5月 食物アレルギーを持つ児童生徒に対する学校給食実態調査を実施。
5	<ul style="list-style-type: none"> ○第六次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画開始。（平成5年～平成10年までの六年計画） ○10月 第3次臨時行政改革推進審議会最終答申。 	<ul style="list-style-type: none"> ○米飯給食週当たりの平均実施回数 2.9回
6	<ul style="list-style-type: none"> ○「栄養教育推進モデル事業」が開始。 ○学校給食用牛乳供給事業費交付金に「学校給食用牛乳供給合理化事業」が新たに追加。 ○4月 「学校給食事業における安全衛生管理の徹底について」(平成6年4月22日付け国体第26号文部省体育局長)を通知。 	<ul style="list-style-type: none"> ○米飯給食週当たりの平均実施回数 2.9回 ○9月 第18回東日本学校給食講演並びにめん料理講習会が長野市において開催。

年次	国の事項	県内の事項
7	<p>○3月 「学校給食の食事内容について」（平成7年3月29日付け文休学第131号文部省体育局長）、「学校給食栄養報告（週報）について」（平成7年3月29日付け文休学第184号文部省体育局長）を通知。</p> <p>○学校給食用脱脂粉乳の輸入について、脱脂粉乳の輸入自由化に伴い、関税暫定措置法等関係法令が改正され、従来の輸入割当制度から関税割当制度に移行。</p>	<p>○米飯給食週当たりの平均実施回数 2.9回</p>
8	<p>○6月 病原性大腸菌O157による食中毒事故により、児童が死亡するなど各地で大きな被害が発生。</p> <p>○7月 文部省が「学校給食における衛生管理に関する調査研究協力者会議」を設置し、夏期緊急点検、抽出による食材の点検等を実施。</p> <p>○8月 「学校環境衛生の基準」の一部改正（学校給食関係）。</p> <p>○学校給食用米穀取扱要領の一部改正。</p>	<p>○3月 「学校給食の手引」運営管理編・指導編を改訂。</p> <p>○米飯給食週当たりの平均実施回数 2.9回</p>
9	<p>○4月 「学校給食衛生管理の基準」が制定。</p>	<p>○米飯給食週当たりの平均実施回数 2.9回</p>
10	<p>○12月 「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」（平成14年度から実施）が改訂。</p>	<p>○米飯給食週当たりの平均実施回数 3.0回</p>
11		<p>○米飯給食週当たりの平均実施回数 3.0回</p>
12	<p>○4月 学校給食米穀値引き措置が廃止。</p> <p>○4月 学校給食用牛乳供給事業に入札制度を導入。</p> <p>○12月 新食糧法の告示改正により、都道府県学校給食会は米の直接購入が可能となる。</p>	<p>○米飯給食週当たりの平均実施回数 3.0回</p>
13	<p>○平成13年度限りで、日本体育・学校健康センターの学校給食用米加工品、小麦粉、小麦加工品の取扱を廃止。</p>	<p>○米飯給食週当たりの平均実施回数 3.0回</p> <p>○日本体育・学校健康センターでの米加工品並びに小麦粉及び小麦加工品の取扱廃止により、当県では、(財)長野県学校給食会が取り扱いを行うようになる。</p> <p>○7月 食物アレルギーを持つ児童生徒に対する学校給食実態調査を実施。</p>
14	<p>○1月 国産牛肉偽装、鶏肉等の食品表示偽装事件がおこる。</p> <p>○12月 独立行政法人日本スポーツ振興センター法が公布。</p>	<p>○米飯給食週当たりの平均実施回数 3.0回</p> <p>○7月 「学校給食における地場産物使用状況等調査」を実施。</p>
15	<p>○3月 「学校給食衛生管理の基準」が一部改訂。</p> <p>○5月 「学校給食における食事内容について」（平成15年5月30日付け文科ス第121号文部科学省スポーツ・青少年局長）を通知。</p>	<p>○3月 「学校給食における食物アレルギー対応のための手引き」を作成。</p> <p>○4月 地産地消推進の取組として「農産物の旬を味わう信州モデル推進事業」「地域食材の日」を実施。（平成17年度まで）</p>

年次	国の事項	県内の事項
16	<ul style="list-style-type: none"> ○1月 中央教育審議会答申「食に関する指導体制の整備について」が出され、栄養教諭制度の創設について提言。 ○5月 「学校教育法等の一部を改正する法律」が公布され、栄養教諭制度が創設。 	<ul style="list-style-type: none"> ○米飯給食週当たりの平均実施回数 3.0回 ○「学校を中心とした食育推進事業」大町市が委嘱。（16年度～17年度） ○米飯給食週当たりの平均実施回数 3.0回 ○4月 食糧法改正により、政府米ではなく自主流通米を購入、提供する体制に移行。
17	<ul style="list-style-type: none"> ○3月 「学校給食衛生管理の基準」が一部改訂。 ○4月 栄養教諭制度が施行。 ○7月 「食育基本法」制定。 	<ul style="list-style-type: none"> ○4月 「長野県教育職員免許法認定講習（栄養教諭）」を実施。（19年度まで） ○4月 「学校を中心とした食育推進事業」を上田市、駒ヶ根市が委嘱。 ○4月 「学校・家庭・地域が協働した食育推進事業」として学校給食交流会、学校給食応援隊、親子料理教室を実施（18年度まで） ○10月 「食育フォーラム in 小布施」を小布施町にて開催 ○米飯給食週当たりの平均実施回数 3.0回 ○平成17年度地産地消率 32.7%
18	<ul style="list-style-type: none"> ○3月 「食育推進基本計画」が政府の食育推進会議において決定。 ○3月 文部科学省スポーツ・青少年局長通知により、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う学校給食用物資の供給業務が廃止。 	<ul style="list-style-type: none"> ○4月 「栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育推進事業」上田市、駒ヶ根市、大町市が委嘱。 ○「地域に根ざした学校給食推進事業」飯山市が委嘱。 ○米粉普及促進事業奨励金（学校給食米粉パン導入促進事業）を実施（19年度まで） ○米飯給食週当たりの平均実施回数 3.0回 ○平成18年度地産地消率 32.4%
19	<ul style="list-style-type: none"> ○4月 文部科学省が「食に関する指導の手引」を発行。 	<ul style="list-style-type: none"> ○3月 「小中学校における食育推進ガイド」を作成。 ○4月 栄養教諭5名を初めて配置。 ○4月 「栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育推進事業」御代田町、伊那市、木曾町が実施。 「地域に根ざした学校給食推進事業」大町市が実施。 「児童生徒の生活習慣と健康等に関する実践調査研究事業」上田市が実施 ○米飯給食週当たりの平均実施回数 3.0回 ○10月 平成19年度学校給食衛生管理講習会（中日本）が長野市において開催。 ○平成19年度地産地消率 30.5%

年次	国の事項	県内の事項
20	<ul style="list-style-type: none"> ○1月 中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事件が発生。学校給食にも影響。 ○3月 小学校、中学校の新学習指導要領が公示され、総則に「食育の推進」に関する規定が盛り込まれる。 ○6月 「学校保健法等の一部を改正する法律」が公布され、学校給食法も一部改正。 ○7月 「学校給食衛生管理の基準」一部改訂。 ○9月 事故米の流通、中国での牛乳へのメラミン混入事案により、学校給食の食品の安全確保について注意喚起がされる。 ○10月 「学校給食における食事内容について」(平成20年10月23日付20文科ス第754号スポーツ・青少年局長)を通知。 	<ul style="list-style-type: none"> ○3月 「栄養教諭食育実践集」を作成。 長野県食育推進計画（計画期間：平成20～24年度）策定。 ○4月 栄養教諭を20名に増員。 「子どもの健康を育む総合食育推進事業」を佐久市、木曽町が実施。 「長野県地産地消推進計画」策定。 ○米飯給食週当たりの平均実施回数 3.1回 ○平成20年度地産地消率 35.1%
21	<ul style="list-style-type: none"> ○4月 改正学校給食法が施行されるとともに、「学校給食実施基準」(平成21年文部科学省告示第61号)及び「学校給食衛生管理基準」(平成文部科学省告示第64号)が施行。 	<ul style="list-style-type: none"> ○4月 栄養教諭を特別支援学校に3名配置。(総数23名) ○「栄養教諭を中核とした食育推進事業」駒ヶ根市が実施。 ○米飯給食週当たりの平均実施回数 3.2回 ○平成21年度地産地消率 38.7% ○学校給食の手引(運営管理編)改訂
22	<ul style="list-style-type: none"> ○3月 「食に関する指導の手引—第一次改訂版—」発行。 	<ul style="list-style-type: none"> ○4月 栄養教諭を20名増員。(総数43名) ○平成22年度地産地消率 38.8%
23	<ul style="list-style-type: none"> ○3月 東日本大震災に際し、文部科学省より学校給食施設設備を活用した炊き出しへの協力要請。 ○4月 小学校学習指導要領全面实施。 ○第2次食育推進基本計画決定。 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成23年度地産地消率 42.3%
24	<ul style="list-style-type: none"> ○4月 中学校学習指導要領全面实施。 ○受給資格者からの申し出により、児童手当から学校給食費等の徴収が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成24年度地産地消率 42.8%
25	<ul style="list-style-type: none"> ○1月 「学校給食実施基準」、「夜間学校給食実施基準」及び「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食実施基準」の一部が改訂される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○3月 長野県食育推進計画(第2次)策定(計画年度H25～29)。計画中、平成29年までの目標として栄養教諭の配置を120名以上と設定。 ○塩尻市が学校給食費を公会計化。
26		<ul style="list-style-type: none"> ○平成26年度地産地消率 43.8%
27	<ul style="list-style-type: none"> ○3月 「学校給食における食物アレルギー対応指針」発行。 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成27年度地産地消率 44.3% ○長野県食育推進計画(第2次)に掲げていた「栄養教諭120名以上」配置目標達成。
28	<ul style="list-style-type: none"> ○第3次食育推進基本計画策定。 	<ul style="list-style-type: none"> ○竹内佳代子栄養教諭を指導主事として県教委保健厚生課に配置。 ○平成28年4月1日付採用より一般の教員採用選考に「栄養教諭選考」を追加し、人事委員会で進んでいた学校栄養職員の募集を廃止。 ○平成28年度地産地消率 45.7%

年次	国の事項	県内の事項
29	○文部科学省委託事業「つながる食育推進事業」開始（以降毎年度実施）。	○平成29年度地産地消率 45.9%
30	○7月 「学校給食実施基準」、「夜間学校給食実施基準」及び「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食実施基準」の一部が改正される。	○平成30年度地産地消率 46.8% ○3月 長野県食育推進計画（第3次）（計画年度H30～34）策定。 ○10月 栄養教諭任用替え特別選考実施
平31 令元	○3月 「食に関する指導の手引—第二次改定版—」発行。 ○7月 令和元年7月31日付元文科初第561号「学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について（通知）」発出。	○高橋和子栄養教諭を指導主事として県教委保健厚生課に配置。 ○文部科学省「つながる食育推進事業」に須坂市立東中学校、須坂市立仁礼小学校が事業委託。 ○令和元年度地産地消率 45.8%
2	○2月 新型コロナウイルス感染症の拡大により、2月下旬から5月連休明けを目途に全国一斉休校の措置が取られる。	○全国一斉休校の措置により、県内の学校も休校となる。 ○令和2年度地産地消率 49.6% ※新型コロナウイルス感染症のため、6月期の調査は未実施。
3	○学校給食用牛乳安定需要確保対策事業が変更され、学乳供給に係る掛増経費の一部補助から地域振興8法指定地域への供給に対して一律0.5円/本に変更される。 ○2月 「学校給食実施基準」、「夜間学校給食実施基準」及び「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食実施基準」の一部が改訂される。 ○3月 第4次食育推進基本計画策定。 ○7月 新潟県で児童が給食中にパンを詰まらせ窒息死した事故をうけ、令和3年7月13日付事務連絡「学校給食における窒息事故の防止について（通知）」発出。	○10月 栄養教諭任用替え特別選考実施 ○令和3年度地産地消率 47.5%
4		○3月 「学校給食の手引き」改訂。